## 樣式第11号(第6条関係) 支援給付廃止(停止)決定通知書

支援給付廃止(停止)決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

地方局長即

年 月 日付け 第 号により決定通知した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を次のとおり廃止(停止)したから通知します。

- 1 廃止(停止)した支援給付の種類
- 2 停止する期間

年 月 日から 年 月 日まで 月(日)間

3 廃止する期日

年 月 日

4 理 由

## 備考

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。
  - 2 不要の文字は、抹消すること。

 年月日交付

 交付第 号

 検 診 命 令 書

年 月 日

居住地

氏 名 様

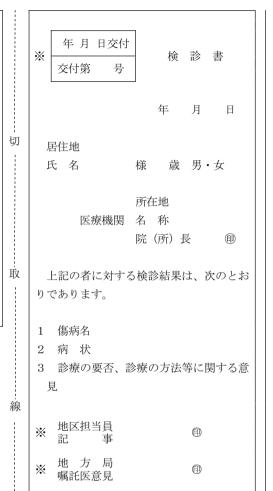
地方局長即

次のとおり検査を受けてください。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称、所在地及び担当医師等氏名
- 4 備 考

#### 注意

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において その例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「例 による生活保護法」という。)第28条第1項の規定に基づくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、例による生活保護法第28条第4項の規定により、あなたの支援給付申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更され、停止され、若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、地方局に相談してください。



注意	この検診書は、	地方局長あて直接送
付し	てください。	

※ 交付第 号 検診料・請求者 年 月 日	=							
年 月 日								
地方局長様	様							
所在地 医療機関 名 称 院(所)長 ⑩ 次のとおり請求します。								
※受診者 ※居住地								
請 診察料 点 検 査 名 等								
料点								
求   点								
額 合計 点 円								

注意 この請求書により直接地方局長あて 請求してください。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、注 意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

## 樣式第13号(第8条関係) 調査依頼書

様式第13号(その1)

調 査 依 頼 書

第 号

年 月 日

様

地方局長

支援給付の決定又は実施のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条の規定に基づき、次の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当局において厳秘資料として扱いますので念のため申 し添えます。

## 照会事項

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(抜粋)

(支援給付の実施)

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護 法の規定の例による。

生活保護法 (抜粋)

(調査の嘱託及び報告の請求)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

### 様式第13号(その2)

調査依頼書

第 号年 月 日

様

地方局長印

支援給付の決定又は実施のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条の規定に基づき、次の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当局において厳秘資料として扱いますので念のため申 し添えます。

### 照会事項

## (参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部 を改正する法律(抜粋)

附則

(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)

第4条第2項 新法第14条第2項及び第4項から第8項まで並びに第15条の規定は、支援 給付について準用する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(抜粋)

(支援給付の実施)

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護 法の規定の例による。

生活保護法 (抜粋)

(調査の嘱託及び報告の請求)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

)

# **様式第14号**(第9条関係) 扶養照会書

扶 養 照 会 書

第 号年 月 日

様

地方局長即

あなたの に当たる さん(住所 )は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を申請して(受けて)いますが、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第4条では、民法(明治29年法律第89号)に定められた扶養義務者による扶養は、この法律に優先して行われるものとされております。

つきましては、支援給付の決定(実施)上必要がありますので、あなたがどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届出書により 年 月 日までに御回答ください。

(特記事項)

(担当者

- 注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」と、「同法第14条第4項」とあるのは「同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項」すること。
  - 2 不要の文字は、抹消すること。

別紙

				扶	煮	ie /	<b></b>	出	書					
											Æ	<del>.</del>	П	н
											4	Ē	月	日
	地方局長		木	長										
								n						
								住所 氏名						(EII)
								八石						(14)
5	たに 照会のあっ	た	に対	すする	扶養に	こつい	て、次	:のと:	おり回々	答しる	ます。			
1	精神的な支援	<b>区1</b> ア	ついて											
T	(精神的なえる			対象者	音に対	する定	, 期的7	な訪問	1、電話	f. ∓	紙のや	り販	zη.	一時的
_	な子どもの													
	(1) 精神的な	支担	暖の可否				可		• 7					
	(2) 支援の開	始問	<b></b>				年	Ē	月から	>	(又)	は既	に行	ってい
						る。)								
	(3) 具体的な	支护	受の内容	及び頻	頁度									,
	A AN // > 1~ H	r \				緊急退	<b>基</b> 絡先	(電話	舌番号					)
2	金銭的な援助	• •				<u> </u>			<u> </u>					
-	(1) 金銭的な						•		-	. 1. ПП* ) -	-1	-, , 7	• \	
-	(2) 援助の開				(4A A	年		ら ケ\			こ行って	11/	)。)	
	(3) 援助の方	<b>公</b>	・程度	1 -	金銭に		•				けする。	ニンゲム	ムーフ	
					物品に	- より‡					程度した取っ		195	0
				3	 その他	1				_とり	き取る	) <sub>0</sub>		
3	私の世帯につ	71.7	T	(4)	そ <i>の</i> 他	7								
J	(1) 家族構成			/										
		<u>'`</u> 艺	続柄	_	 F月日	職	業		勤	務	 先		平均	月収額
		Н	本人		1 /1 1	1117			33	323	<u> </u>		1 +43	711/10
	上記のうち_		について	0		1		1						
	①税法上	(D)	扶養控防	を受	けてい	る者の	の氏名							
	②会社等	カュ	ら家族手	当を	受けて	いるネ	皆の氏	名及で	び月額_				(	円)
	(2) 資産の		①家屋	1		平方	メー	トル	②宅	地		平力	方メー	ートル
	状況	有				(坪	<u> </u>						(坪)	
		無	③ 田 炬	1		, , ,	メー	トル	4) 山	林等		' '	•	ートル
						(坪							(坪)	
	(3) 負債の	有	負債	0			返 済	月	(年) 着	額	返済			予定
	状況	• 4m:	住宅	口	<u> </u>	ン						年	<u> </u>	月
		無	C 4> 11		)	)								,
	(4) 健康保		国民健康			建康保		<u>)共済</u>		)	470			)
	険等の加   入状況		記で①! されてい										i とし	て(1)認
記入	<u>八仏仇</u>  上の注意		<u> </u>	·26	がたっ	2466	v .\T.\	·心能)	足士祝	とり入る	ソンもり	,		
ョレノ、 1	t. I	代:	えて署名	する	ことが	できす	きす。							
2								てくた	ごさい。					
									_	草を差	きし引い	た額	事を記	入して

4 収入及び負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写し

など、その状況が明らかになる書類を添付してください。

ください。

# **樣式第15号**(第10条関係) 被支援者入所(養護)依頼書

被支援者入所(養護)依頼書

 第
 号

 年
 月

 日

様

地方局長即

次の者を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により貴施設に入所させたく(貴家庭で養護願いたく)依頼します。

被支援者氏名						
生 年 月 日	年 月 日 性 別 男 · 女					
本人に関する参考事項						
世帯主氏名	続 柄 職 業					
住 所						
本 籍 地						
教育程度	職業					
数   月   住   <u>及</u>	技能					
支援給付の種類	開始(廃止)  年 月 日					
<b>又饭</b> 和刊 97 裡類	年月日					
その他						

- 注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。
  - 2 不要の文字は、抹消すること。